

ボランティア情報

ボランティア保険

更新

3月1日から受付開始

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
年間保険料	350円	500円
特定感染症	補償開始日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○
賠償責任保険金 (対人対物共通)	5億円(限度額)	
その他	補償内容等の詳細はボランティアセンターへ	

- ・令和6年度「ボランティア活動保険」、「ボランティア登録更新」の受付は**3月1日(金)から開始**です。
- ・「ボランティア活動保険」の補償期間は4月1日(4月1日以降加入の場合は加入翌日)から翌年3月31日になります。
- ・ボランティア登録は年度ごとの更新です。登録継続の方は4月25日(木)までに更新手続きをお願いします。(現在登録されている方には2月中旬頃、改めて通知します)
- ・令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。
- ・被災地でボランティア活動を行う場合は「天災・地震補償プラン」へ加入となります。大規模災害特例が摘要となり、当日から保険適用になります。
※被災地でのボランティア活動については、まず現地の募集状況等をホームページなどで確認してください。

今できる被災地支援について ～まずはモノよりお金～

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、大きな被害が発生しました。被災地のために何かしたいという思いを持たれた方は多くいると思います。

「物を送ってあげたい」という声を聞くことがありますが、個人からの支援物資については被災地で仕分けが必要であったり、地元負担を与えてしまう場合があります。そのため、全国社会福祉協議会等のホームページなどを確認して、募集がある場合のみ協力をお願いします。

何かしたいという気持ちを表す方法のもう一つとして、寄付金があります。寄付金は、義援金や支援金、ふるさと納税等があり、被災地の状況にあわせて、必要な時に必要なモノに換えることができます。渋川市社会福祉協議会でも、義援金の募集を行っていますので、ご協力をお願いいたします。

災害ボランティア等の情報

全国社会福祉協議会
ホームページ→



義援金と支援金の違いとは

日本財団ホームページ→



募集コーナー

★布切ボランティアさん 募集中!

寄付でいただいた古タオルや綿の布を切って、使い捨てのウエス(ハギレ)にしてください。ボランティアを募集しています。

布は切りっぱなしでOKです。すきま時間などにどうですか?

タオルや布は、ボランティアセンターで用意します。



★使い捨てハギレ布が 必要な団体さん

汚れている部分を拭いて、そのまま捨てられるハギレ布があります。

古タオルや綿の布を切っているの、安心して使えます! 「使いたい」という施設や団体の方はボランティアセンターまでお申し出ください。

★集めてください古切手



封筒などに貼ってある、消印スタンプが押されたものでOKです。

(切手の部分だけ、ざっくりと切って持ち込みしてください)

渋川市社会福祉協議会
ボランティアセンター

こもれび

電話 0279-20-1112

FAX 0279-25-1721

〒377-0008 渋川市渋川1760-1
shibukwa-csw-vc@cb.wakwak.com

